

日本帝国主義成立期の香港市場と三井物産(下) : 石炭市場を中心に

山下, 直登
桃山学院大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/13691>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 11, pp.19-41, 1981-10-01. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン :
権利関係 :

日本帝國主義成立期の香港市場と三井物産（下）

——石炭市場を中心にして——
山下直登

はじめに

一、香港市場の位置とその動向

二、香港石炭市場の展開

1. 輸入高の推移とその特徴

2. 競争炭の動向

3. 石炭相場の動向

4. 石炭運賃の動向

5. 石炭売込先

6. 石炭取引商について（以上、10号）

三、三井物産の展開（以下、本号）

1. 香港支店の動向

2. 石炭取引業の発展

(1) 石炭取引業の位置

(2) 石炭取引高の推移

(3) 石炭取引状況

(4) 石炭取引反対商

むすび

1. 独占資本への脱皮

(1) 買弁制度の廃止と直取引の拡大

(2) 一手販売契約による独占的市場支配

2. 総合商社としての多角化

(1) 取扱商品の多角化

(2) 利益率の推移

三、三井物産の展開

1 香港支店の動向

一九〇三（明治三六）年四月の三井物産支店長諮問会議において大塚信太郎香港支店長は香港支店の營業狀況についてつぎのように報告している。⁵²⁾

香港店ニ於ケル主ナル商品ハ石炭ニシテ此取扱高ハ年々増加セリ。今其取扱品ト金額トヲ言ヘバ、昨年下半年（〇二年一〜六月引用者）ニ於テ石炭三百〇二万弗、棉糸二十四万弗、棉布十一万弗、燐寸十一万弗、「セメント」二万三千弗、寒天一万三千弗、銅一万四千弗、「コークス」一万四千弗、其他ハ一万弗以下ノモノナリ。香港店ニテ買ヒ内地、台湾ヘ向ケ送リタル物ハ阿片四十五万弗、米五万四千弗、豚毛四万七千弗、「チーク」四万三千弗、錫一万六千弗、水銀一万二千弗、外国品ヲ香港ニテ直チニ売リタルモノ豪州鉛八万六千弗、「マンチェスターグーズ」一万六千弗、其他少額ノモノアリ。右ノ内主ナル商品ノ模様ヲ述フレバ、石炭ノ一昨年ノ十一月ヨリ昨

年十一月迄ノ総輸入高九十八万噸、内日本炭七十七万噸ノ所香港支店ノ取扱係ルモノ四十三万噸ニシテ其割合五割六分。総輸入高ノ四割四分ニ当ル。今年ハ益々増加シテ六割ニ達スヘシト思フ(中略)。石炭ニ次ギテハ棉糸ニシテ昨年約定シタル高ハ僅カニ三千俵、受渡ヲ為シタルモノ三千七百俵、此減シタルハ一昨年ノ下半季ヨリ始マリ殆ド銀貨ノ下落ノ時ト同時ニシテ其後何時モ香港ニテ支那人ノ売ルモノヨリ日本品ノ方多キハ五六弗少キモ、二三弗ノ高価ナリシ為ニ此減少ヲ来スニ至レリ。是レ啻ニ我支店ノミナラス他ノ棉糸商人モ同様ニシテ詳細ハ判明セサレドモ、昨年支店ニテ三千五百俵扱ヒタル間ニ他ノ手ヨリ入りタルモノハ二千俵ヲ超エサルガ如シ。次ギハ棉布ニシテ主ニ「テークロース、シーテングス」、日本手拭ナレドモ是未ダ幼稚ニシテ徐々ト取引ヲ為シ居レリ。

燐寸ハ金高ニテ半季十一万弗余ニシテ其数量四千箱ナリ。昨年神戸辺ニ於テ投ゲ売リヲ為シ之ヲ支那人ガ買取り香港ニ於テ、又投ゲ売リヲ為ス等ノ事ガアリテ大ニ防害トナリタルモ、右ニ拘ハラズ扱高モ減ゼズ幾分力進ミツ、アリト思フ。

次ギハ「セメント」ニシテ昨年下半年頃ニ始メタルモノナレドモ、案外可ナリノ結果ヲ得、昨年下半年ヨリ今日迄ニ一万五千樽売渡シ目下約定シアルハ一万五千樽ニテ、尚ホ其上ニ注文アリタルモ恰モ小野田ニテ旅順ロ口ノ約定ノ為メニ追ハレタル際ナラハ、品物ノ欠乏ノ為メ謝絶シタルコトアリシ位ナリ。這ハ一ハ偶然ノ事ヨリ斯ノ如キ結果ヲ得ルニ至リタルモノニテ「グリーンアイランド」ノ製造所モ非常ニ忙ガシク注文ニ応セラレザリシ機会ニ当リシ為メ引続キ売レル如キコト、ナレリ。最早小野田ノ名モ知レ効力モ分リ居レバ、今後引続キ商売トナルベシ。

次ギハ寒天ニシテ一万三千弗許ヲ売リタルレド甚ダ面白キ結果ヲ得ズ。神戸ヨリ委託荷ニテ送り来リタルレドモ其時ハ香港ノ「ストック」ガ

有リ余リタル所ナリシ為メ送り来ラサル様通報シタルニ拘ハラズ送り出スト云フガ如キ次第ニテ意ノ如ク運バズ。為メニ委託主ノ満足ヲ得サリシ。是レ全ク其積出時機ヲ誤リタルモノニシテ其時機ダニ得バ商売トナラザルニ限ラズ。

銅ハ取扱高甚ダ少ク僅カニ一万四千弗ナリシ。是ハ重ニ香港ノ「ドックコンパニー」ニ売リタルモノニテ、広東トモ引合ヲ付ケル考ナリシモ今日ニ於テハ独逸人ノ非常ニ堅ク這入りタル跡故大ニ困難ナレドモ、尚ホ店員ヲ出張セシメ研究中ナリ。

尚ホ、昨年ノ考課状ニ記載ナキモ西貢米ノ買高二万二千噸アリテ、総テ昨年十二月ヨリ本年三月迄ニ積出シヲ終ヘ殆ド受渡済トナリ残りハ僅カニ二艘分ノミ(中略)。

其他代理業ヲ為セルハ大阪商船会社、是ハ昨年八月ヨリ關係ヲ絶チタリ。東洋汽船会社ノ「エジエンシー」モ本年一月先方ヘ引渡シタリ。其他明治火災保險ノ代理店ヲ為シ居リ。先ツ成績ノ可ナル方ニテ一ヶ月保険料四千弗ヨリ五千弗ヲ得ツ、アリ。東京海上ノ仕事ハ言フベキモノナシ。

尚ホ、一言附加スベキハ昨年八月「コンブラルド」解雇ノ事ナリ。従来「コンブラドル」ニ為サシメタル仕事ハ石炭受渡一切、棉糸棉花ノ売掛金ニ対スル責任ヲ持タシメタルトノ二ツニシテ、客年八月之ヲ廃シタル後、別ニ其売掛金ニ就テモ不都合ナカリシ。多少懸念シタルハ石炭受渡ナリシガ是亦格別ノ事モナク、寧ロ好成績ニシテ少クモ「ノースデチャーマンロイド」ノ「インスペクター」ヲ満足セシメタル如ク考フ。

いさゝか長文の引用をしたのであるが、われわれはこゝから当該期の香港支店の営業状況を知ることができる。まず、第一に取扱商品についていえば、石炭が中心で、綿糸・布がこれにつき、以下、燐寸などの雑貨品、セメント、銅、寒天など多様な商品を取扱っている。こ

れらはわが国からの輸出品であるが、他方、輸入品としては阿片、米、豚毛、チーク材、錫、水銀などが取扱われた。また、注目されるのはいわゆる「外国間貿易」であり、豪州産の鉛、英国産綿製品を取扱っていたのである。第二に国内会社の代理業を営んでいることである。

とくに大阪商船、東洋汽船などの汽船会社、明治火災、東京海上火災などの保険会社のエージェンシーとなっていたことはすでに一八七八（明治一一）年、前年の上海に続いて香港支店が設置されたことから一種の「初期的独占」を意味するといえよう。第三に商業活動における買弁の使用とその廃止である（その意味については後述）。

右は日露戦争前における香港支店の営業状況であるが、それでは日露戦後にどのような変化をみせるのであろうか。一九一三年七月の支店長会議における林徳太郎香港支店長のつぎの報告からみてみよう。

近來邦人商店ニシテ我々と競争ノ位置ニ立ツ者漸次増加シ、新ニ店舗ヲ開キタルハ日本棉花会社、古河、大倉、湯浅等ニシテ、何レモ我々ト殆ント同様ノ商品ヲ取扱フヲ以テ漸次我々ノ商売ハ困難ヲ来セリ。此場合ニ於テ我香港支店営業ノ状態如何ト云フニ追々順調ニ進ミツ、アリト云フヘシ（中略）。而シテ、前季（一九一二年一）

六月一引用者）ノ取扱高ハ日本ヨリ輸出約五百九十万弗、日本ヘノ輸入約二百四十万弗、外国品売買五百万弗、合計千三百三十万弗ニ達シ、本年下半年季モ之ニ劣ラサル取扱ヲ為シタキ見込ニシテ、果シテ予想ノ如ク取扱ヲ為シ得レバ、本年ノ香港支店取扱高ハ二千七百万円ニ達スヘキ計算トナルヘシ。之ニ各出張所ノ取扱高ヲ加フルトキハ三千三四百万円ニ達セン。今香港支店發展ノ模様ヲ数字ニテ述フレハ取扱高四十一年千二百三十万円、利益ノ割合一分一厘二毛半、四十二年千八百四十万円、利益九厘、四十三年千六百四十万円、利益二分一厘八毛、四十四年千七百四十万円、利益二分一厘八毛半、四十五年二千三百六十万円、利益一分一厘、本年上半年季ハ前述ノ如ク千三

百三十万円ノ取扱ニシテ、四十一年ニ於ケル一ヶ年間ノ取扱高以上ヲ半年間ニ取扱ヒタル次第ニシテ、取扱高ノ増加ト共ニ利益モ亦増加シ来リ、尚ホ、各種取扱品ニ付テ見ルモ皆ナ堅実ナル發展ヲ見ツ、アルハ慶賀ノ至リナリ。

すなわち、この段階の変化の第一は香港における三井物産の競争業者の台頭である。就中、三菱、日棉、古河、大倉、湯浅等の邦人貿易業者の進出が著しい。第23表は当該期の香港における邦人貿易業者を示すものであるが、当時の有力貿易業者が集中していることがわかる。このうち、三菱は一九〇六（明治三九）年四月、三菱合資会社香港支店を設置し日本郵船の代理店から業務を引継いで、主に石炭を中心に営業を拡大しており、⁵⁴⁾三井物産の「功敵」であったのである。

第二に日露戦後の香港支店の取扱高の急激な伸長とそれにもなる利益率の上昇である（第24表を参照）。取扱高は一九一二年は〇八年に比べて約二倍に急増しており、利益率も一〇一一年には二〇％を超しているのである（この点は後述）。

われわれは右の支店長会議の報告から日露戦後の香港支店の営業についてさらにたらいってみたい。

まず、使用人についてみると一三年前季末には月給者三五人、見習者三人、日給者一五人、店限雇一〇人の合計六三人おり、その経費は同前半季に商品に関するもの二万二千元、一般経費五万八千円の合計八万円であった。また、金融は「常ニ充分警戒ヲ加ヘタル為メ円滑ニ運ヒ、又各銀行ニ於ケル預金モ豊富ナリシ為メ我々ハ自己ノ商売ニ付キ本店ニハ金融ヲ仰カサリシ次第ナリ」といわれるほどに充分余裕があった。

つぎに、諸商品の取扱状況についてみておこう。主要商品たる石炭については後述するのでその他の商品についてみてみよう。

まず、綿糸は「一ヶ年ノ輸入高日本綿糸約二万俵、印度綿糸十五六

第23表 香港における邦人貿易業者

名称	業務内容	社員数
三井洋行	石炭、船舶業其他重要商品一切の輸出入並に代理業一般	約70人
三菱洋行	石炭、船舶業を主として特殊商品の取扱及代理業	8
鈴木商店	砂糖並に輸出入商品一切及石炭、船舶業其他代理業	6
大沢商会	砂糖、米を主として海産物及雑品の取扱其他代理業	3
湯浅商店	砂糖、米、穀類、雑品及船舶代理業	3
東勝洋行	米、金物、輸出入雑品の一切、其委託販売業	4
鶴谷洋行	硬質陶器玻璃類を主として美術品穀類並に酸類	3
古河公司	金物を主として石炭輸入	2
日本棉花会社	日本綿糸並棉花取扱	3
東亜煙草	本邦専門	2
嘉門商店	綿製品及タオルの輸入	2

出典：前田宝治郎『香港概観』（大正8年）130～1ページによる。

万俵、年柄ニ依リ三十万俵ノ輸入アルコトアレト、平均二十万俵内外ト見ハ大差ナカル可ク日本綿糸ハ約其一割ニ当ルヘシ。我々ノ之ニ対スル取扱如何ト云フニ本年一月ヨリ六月ニ終ル六ヶ月間ニ印度綿糸一万二千八百俵、日本綿糸六千一百俵、合計約一万九千俵ニシテ、之ヲ全体ノ輸入高ニ比スレハ一割ノ取扱ナリ。故ニ単ニ数字上ヨリ見レハ尚ホ将来発展ノ余地アルカ如クナレトモ、一方取引先ハ固ヨリ多年親密ナル関係ヲ有スル者ナレトモ、其資本ヲ調査スルトキハ何レモ極メテ手薄ノ者ニシテ、一朝事変起リタル場合ニハ如何ナル損害ヲ蒙ルヘキヤ測ラレサル有様ナルヲ以テ、常ニ周到ノ注意ヲ要スルニ付濫リニ大高ノ約定ヲ為スコト能ハス。従ツテ、急ニ我々ノ取扱高モ増加セシムルコトヲ得サル事情アリ。然レトモ代金ハ何レモ現金売買ニシテ遅クモ三四日或ハ一週間内ニハ回収シ得。此点ハ他ノ商品ニ比シ好都合ナルヲ以テ常ニ其引取及ヒ支拂ヲ見テ手加減ヲ加ヘツ、アリ。反対商

第24表 香港支店商品取扱高及び利益率

年	取扱高	指数	利益率
1908年	1,230 万円	100	11.25%
09	1,180	96	9.00
10	1,640	133	21.80
11	1,700	138	21.85
12	2,360	192	11.00
※ 13	1,330	—	—

出典：『支店長会議事録』（大正2年）
物産198ノ2 106ページによる。
1) 1913年の取扱高は上半季のみ。

ノ取扱高ハ日本棉花会社ハ日本糸ノミノ取扱ニテ四千俵ノ高ニ過キサレト、追々印度糸ニモ手ヲ染ムルモノト覚悟セサルヘカラス。又「イサボイ」ハ日本糸二千七百俵、印度糸一万二千五百俵、合計一万五千二百余俵ナリ。以上ハ日本糸ノ取扱者ニシテ、其外ニ印度糸ニ於テハ兩「サスン」社ハ前半季ノ取扱高四万五千俵ナリ。此数字ニ依テ見レハ日本糸ノ取扱ニ於テハ我々第一位ニ在リテ今後モ此形勢ヲ持續スルコトヲ得ヘシ。印度糸ハ昨年下半年ノ取扱高第二位ニ在リタレトモ、本年一月ヨリ六月ニ至ル結果ニ依ルトキハ僅カノ差ヲ以テ第五位ニ下リタリ。之レ多少ノ警戒ヲ加ヘタルニ依ル。而シテ日本糸、印糸双方合シタル取扱高ヲ見レハ我々第三位ニ在リ」という状況にあり、三井物産は日本糸の取扱において首位を占め、印度糸の取扱もおこなっていた。また、日本紡績、東京紡績会社製造の瓦斯糸の取扱も「殆ト独占ノ姿ヲ以テ益々取扱数モ増加」していた。

つぎに綿布は「シーチング」「ドリル」「タオル」「棉ネル、莫大小などを扱っていたが、なかでもタオルは香港輸入高一カ年五〇万ドルの約三〇%を取扱っていたのである。

また、燐寸についてみれば、「香港輸入ハ可ナリノ高ニシテ一ヶ年日本燐寸約十七万箱ノ輸入高ナリ。其内十一万箱ハ広東或ハ内地、沿岸ニ送ラレ残り六万箱ハ暹羅、西貢、菲律賓、澳門方面ニ出ルモノトス。而シテ我社取扱ハ割合ニ進展セス。此処三四年間ハ一ヶ年一万六七千箱乃至二万箱ニ止マレトモ、取扱方如何ニ依リ一層發展セシメ得ヘキ見込ナルニ依リ大ニ力ヲ用ヒツ、アリ。近キ将来ニ於テ好結果ヲ取ムルコトヲ得ンカ」といわれており、その取扱が三井物産の東アジア市場開拓の尖兵的な役割を果していたことがわかる。⁽⁵⁵⁾

さらに、木材、肥料、機械商売についてはそれぞれつぎのように報告されている。

木材ハ枕木ハ潮汕鉄道ニ一万本許ヲ供給スルニ止マリ、粵漢鉄道ハ

資本ノ關係上日本物ヲ使用セス。昨年香港「セメント」会社ト石炭其他ニ付テ好關係ヲ生シタルヲ以テ之ヲ利用シ同社ヘ「セメント」樽材梘角ヲ売約シ二船引渡シヲナシタルモ、不幸ニシテ澳門ノ奧地並広東方面ヨリ取寄セツ、アリシ石灰石ニ付テ支那政府ト紛糾ヲ生シ、其供給ヲ中止スルニ至リ、目下北京公使ノ手ニ移シテ交渉中ニシテ未タ解決ヲ告ケス。又一方ニハ内部ニ不整理アリテ大ニ改革ヲ要スルコト、ナリ、委員ヲ選定シ調査ヲ行ヒ大ニ改善ノ途ニ就キツ、アルモ、此ノ如キ事情ヨリシテ大ニ手ヲ縮メ居ル為メナルト運賃騰貴トノ為メ北海道材高値ニ付キ広西材ヲ以テ需要ヲ充シ梘角売約不可能ニ至レリ。漸次整理モ付キ材料ヲ充分ニ要スルニ至ラハ我々ト引合ヲ為スヘシトノ内相談モアル次第ナリ。幸ニ安運賃ヲ得ラルレハ向後相應ノ商内ヲナシ得ヘシ。又近来支那人間ニ西洋器具ヲ作ルコト流行シ需要多キヲ以テ樽角手ニ入ラハ相当商売ヲ為シ得ヘキニ付先般來小樽支店ト交渉中ナリ。

肥料ハ硫酸安母尼亜、知利硝石ヲ取扱ヒツ、アリ。而シテ肥料商売ハ南清沿岸、広東方面ニ向後大ニ有望ナル商品ニテ我々モ大ニ力ヲ用フル必要アリト信ス。今日迄ハ肥料ト云ヘハ豆粕ニ限ラレ汕頭地方ノミニテ一ヶ年三百万担ノ輸入アリ。其他沿岸、福州、廈門等ニ於テモ相当数量ノ輸入アリ。昨年来、人造肥料ヲ是等ノ地ニ使用セシメタキ考ニテ夫々見本ヲ取寄セ試験中ニアリ、未タ其結果ヲ報告シ難キモ、自分ノ信スル所ニテハ過燐酸肥料ハ相当売行アルヘシ。豆油ハ大連及神戸ト引合ヒ前半季一万一千箱ノ商売アリ。或ハ此商売ハ大連ニ於テ荷物ノ捌場所トシテハ最モ適當ナル地ニ非サヤト考フルヲ以テ尚ホ之ニ力ヲ尽シタシ。機械商売ハ広東ニ於テ数年前機關車、橋桁ノ売込ミアリシカ、同出張所整理並縮少ノ結果爾來夫等商品ノ取扱ヲ廢シ殆ト石炭専門トナリシ為メ、機械商売ニ付テハ我社ハ世間ヨリ殆ト忘却セラレタリシ。然ルニ今日ノ状態ヲ見ルトキ

ハ南清ニ於テモ少シク人口多キ都会ニテハ電燈電話ノ設備ヲ見、又ハ計画スルニ至リ、又粵漢鉄道ノ如キモ内部ノ模様ヲ聞クニ弗々注文モ出ツヘキ様子アリ。近來実施測量ニ着手セシ広東澳門鉄道モ愈々実測ノ結果、利益アルモノト認メラルレハ直チニ工事ニ着手スヘク、尤モ之レニハ資金ノ伴フコトニテ其資金ヲ貸与シ與ルレハ入用ノ機械類一切ヲ吾手ヨリ買入レント云フ交渉モアル次第ナリ。御承知ノ如ク支那ノ会社ハ株式会社ニテモ直チニ株式ヲ募集スルニ非ス、愈々成立シ見込アルモノト認ムルニ至リ之ヲ募集スル次第ナルヲ以テ、我々ハ実地測量ノ結果、水運利用ト陸上運搬ノ関係又ハ乗客ノ高、線路ノ実測等詳細判明シ前途有望ノモノナリトノ断定ヲ得ハ資金ノ交渉ト相待テ機械商売ノ發展ヲ計リタク、之ニ付テ人ヲ養成シ置ク必要アルヲ以テ、最近大阪支店ヨリ機械ニ経験アルモノヲ貰受ケ、広東其他沿岸地方ヲ必要ニ応シテ巡回セシメ進ンテ商売ヲ求ムルコトニ着手セリ。

木材と機械商売にみられるようにこれらの三井物産の取扱商品が有機的な関連のもとに供給されていることが注目されるのである。

このほか、阿片、西貢米、碎米（麦酒醸造用）、麦粉、海産物、麦酒、アンペラ、砂糖、錫、銅、鉛などの多種多様な商品が取扱われており、総合商社としての三井物産の發展が一層顕著となったのがこの段階の特徴である。

さらに、太古船渠会社の代理店業務を引受け、日本郵船、大阪商船、東洋汽船会社などの所有船の入渠を勧誘するなどの業務をおこない、また、保険会社の代理店業務として東京海上保険会社、明治、日本、共同、東京の各火災保険会社のそれを引受け、「非常ニ好結果ニシテ毎季發展シツ、ア」った。

そのほか香港支店は福州、厦門、汕頭、広東の各出張所、出張員の管轄店として南清地域一帯の要の位置にあつたのである。⁽⁵⁶⁾

第 25 表 香港支店総取扱高業態別比較

(単位：円)

	輸 出 (A)	輸 入 (B)	外 国 売 買	合 計 (C)	外 国 店 総 扱 高 (D)	A C	B C	C D
						%	%	%
1897年	2,878,559	1,488,303	5,762	4,372,723	37,178,337	65.8	34.0	11.8
98	3,352,887	4,824,846	2,532,252	8,530,985	47,465,239	39.3	56.6	18.0
99	4,777,280	2,283,208	3,794,413	7,439,921	50,219,268	64.2	30.7	14.8
1900	5,680,081	1,809,272	5,105,477	7,999,900	57,400,036	71.0	22.6	13.9
01	上 9,790,049	上 2,211,533	上 29,640	10,124,136	51,971,029			19.5
02	5,273,903	9,333,339	3,933,790	6,601,032	59,589,962	79.9	14.1	11.1
03	12,373,942	2,934,680	13,348,9	15,442,111	74,415,397	80.1	19.0	11.3
04	7,513,433	2,304,661	5,103,42	10,328,436	64,370,532	72.7	22.3	16.1
05								
06								
07				下 7,170,234	下 97,180,831			7.4
08				上 4,946,386	178,585,953			
09	下 2,215,441	下 9,691,31	下 413,196	7,696,607	167,032,253			4.6
1910	下 3,863,977	下 1,171,049	下 2,285,420	7,320,446	107,721,527			
11	7,390,581	2,915,886	3,220,723	13,527,190	279,594,786	54.6	21.6	4.8
12	上 5,266,03	上 2,189,707	上 1,758,978	4,475,288	110,217,677	11.8	48.9	
13	下 308,022	下 3,229,858	下 1,250,779	4,788,659	90,817,427	6.4	67.4	
14	上 313,123	上 2,033,245	上 2,970,698	5,317,066	118,072,706	5.9	38.2	

出典：各年度「事業報告」及び「事業報告書」より作成。

- 1) 上、下はそれぞれ上半季、下半季のみを示す。
- 2) 空白部は不明。

この結果、第25表に明らかな如く当該期の香港支店の業務は著しい発展をみせるのであるが、就中、当該末期には輸出業務の比重が低下するのに対して輸入と外国売買業務の比重が高まる。このことは香港市場が三井物産にとって輸入市場としてよりも輸出市場としてより大きな意義をもつてくることを示しているものであり、また、外国売買業務の拡大は日露戦後の三井物産全体の業務についてもいえることであるが、総合商社としての三井物産が国際商品市場における地位（日本帝国主义の尖兵としての）の確立を示す指標の一つであったのである。

以上、われわれは当該期の三井物産香港支店の動向を日露戦争前後期の二つの時期に分けて概観し、それぞれの段階の特徴を明らかにすることができた。

そこで、つぎにはこのような香港支店の展開のなかで石炭取扱業務がどのような位置にあり、どのような推移をみせるかが問題となる。以下これらの点について具体的にみてみよう。

2. 石炭取扱業の発展

(1) 石炭取扱業の位置

「香港店ニ於ケル主ナル商品ハ石炭ニシテ此取扱高ハ年々増加セリ」⁽⁵⁷⁾「香港支店ノ商売ハ御承知ノ如ク石炭カ其主ナルモノニテ、本年（一九〇四年）引用者）上半季ニ我社ノ手ヲ経テ輸入シタルモノハ、ロノ津ヨリ十一万噸余、門司ヨリ八万九千噸、合計二十万噸ニシテ、日本炭ノ総輸入ノ四割強ナリ」⁽⁵⁸⁾とのべられているように、石炭取扱業務は「支店ノ業務中最モ肝要ナルモノ」で、「当店取扱商品中第一ニ挙ゲラルベキ重要商品ハ矢張り石炭」⁽⁵⁹⁾であった。

この点は香港支店の経営機構そのものにも反映されており、第26表

第26表 香港支店経営機構

	第1部	第2部	第3部
石	炭	掛	
	炭	掛	
	全	掛	
	全	掛	
船	船	掛	
受	渡	掛	
棉	糸	布	掛
輪	出	雜	掛
輪	入	雜	掛
通		信	掛
保		險	掛
勘		定	掛
出		納	掛
用		度	掛

出典：『會議録』（明治39年1～6月）物産157。

は〇二年五月に改正された支店組織を示すものであるが、石炭掛は三部に分けられ最も中心的な機関であった。その機能も細分化されており、第一部は「一石炭売買約定ニ関スル事務、二石炭ノ需要供給及競争者ノ動静取調、三炭繰、四石炭ニ関スル帳簿ノ整理、諸勘定報告書ノ作成、其他石炭掛ノ他ノ部ニ於テ取扱ハザル一切ノ事務」の四つからなり、第二部は「一外国商店約定炭引渡、二燃料約定炭引渡、三外国商店トノ石炭臨時売買」をおこない、第三部は「一清商トノ石炭売買、二清商間ニ於ケル取引等ノ動静取調」を主要業務としていたのである。⁽⁶⁰⁾

つぎに具体的な石炭取扱高の推移をみよう。

(2) 石炭取扱高の推移

一九〇三年四月の支店長諮問会議における香港支店の報告によれば、⁽⁶¹⁾「〇一年一月から〇二年一月の一三カ月間の香港総輸入炭は九八万トンで、うち日本炭が七万トン（七・八・六％）、三井物産香港支店はこのうちの四三万トン（五五・八％）を取扱っており、これはま

た、香港総輸入高の四三・九%に当たっていた。

また、〇六年の報告によれば香港輸入日本炭のうち三井物産のシェアは〇二年五六%、〇三年五六%、〇四年四三%、〇五年四九%であった。⁽⁶²⁾このうち、〇五年の取扱炭の内容についてみれば、香港全体の輸入高は日本炭八九一、一五七トン（三池炭二三五、〇三五トン、門司炭五七一、六九〇トン）、外国炭二七一、七八一トンの総計一、二六二、九三八トンで、そのうち、三井物産の取扱高は日本炭四三九、〇五二トン（総輸入炭の三七%、日本炭の四九%）であり、その他の石炭商の取扱日本炭は四五二、一〇五トンで「殆ど我社へ他ノ石炭商全体ノ取扱高ニ相当スル高ヲ取扱」っていたのである。⁽⁶³⁾さらに〇七年の取扱高についてはつぎのように報告されている。⁽⁶⁴⁾

香港全体デ本年一月ヨリ六月迄ノ輸入炭ハ総計六十万九千七百四十三噸デ、之ヲ各会社別ニスレバ、先ツ当社ハ当季間ニ二十三万三千八百四十九噸（総輸入高の三八%引用者）、ブラッドレーが四万八千四百噸、怡和が三万二千三百噸、三菱八万五千六百五噸、仏郵が一万七千五百六十噸、ヒュースガ一万五千七百四十四噸、北独が一萬二千三百噸、ギルマンが三万三千九百七十噸、英海軍が五万四千五十噸、安宅が二万三千七百噸、太古が三千噸、「シーワントームス」ガセメント工場ニ使フ豪州炭デ四万八千八百噸、此外ニ支那人ガホンゲイ、日本炭青島炭ヲ輸入シタル高ガ二万二千四百五十噸、「ドッドウェル」ガ三千五百噸、「アーノルドカーバルグ」ガ二千五百噸、合計六十万九千七百四十三噸アリマス。故ニ一ケ年間ニハ百二十万噸内外ノ輸入炭アル勘定デス。此内当社ノ扱高ハ全輸入ノ三割四分デアッテ日本炭ダケノ輸入高ニ比スレバ五割八分ニ当リマス。

この結果、当該末期の香港支店の石炭取扱高はつぎのようになる。⁽⁶⁵⁾輸入品ニ於テハ前半季（一三年前半季引用者）石炭ノ取扱総高六

第27表 三井物産海外主要店石炭取扱高

（単位：千トン）

	輸出総高			主要輸出先									全出炭高に対する輸出比	三井物産取扱高の輸出比
	日本炭 総高(A)	三井物産 取扱高(B)	B/A	上海			香港			新嘉坡				
				日本炭 総高(C)	三井物産 取扱高(D)	D/C	日本炭 総高(E)	三井物産 取扱高(F)	F/E	日本炭 総高(G)	三井物産 取扱高(H)	H/G		
1897年	1,345	409	26.7%	358	103	30.4%	590	214	36.3%	280	92	33.0%	40.6%	58.2%
98	1,805	496	27.4	432	181	41.8	583	226	47.1	263	88	33.5	32.7	43.2
99	2,014	624	31.0	516	195	37.7	660	271	41.0	281	95	33.7	37.1	40.3
1900	2,403			451	180	39.9	826			443			45.2	
01	2,922			651			819			430	上 93		32.7	
02	2,939	730	24.8				899		56.0	406			30.6	20.7
03	3,433	1,596	46.4				1,051		57.0	401			34.4	48.1
04	2,879	1,820	63.2	708			968		43.0	419	268	64.1	27.1	46.1
05	2,508	1,911	76.3	758			839	439	52.3	271			22.4	43.3
06	2,402	1,803	75.1	863			700	446	57.4	81			18.5	43.3
07	2,922	2,076	71.1	801	437	54.5	824			266			21.3	46.6
08	2,863	2,011	70.2	870			854			312			19.3	47.1
09	2,844	2,043	71.8	793			912			239			18.8	46.2
1910	2,794	2,233	79.9	734	下218		862	607	70.4	307	下157		17.8	44.5
11	3,041	2,445	80.4	816	529	64.8	889	714	80.2	367	325	88.3	17.2	44.5
12	3,440	2,738	79.5	824	上289		910	上292		508	上261		17.5	41.2

出典：春日豊「三井財閥における石炭業の発展構造」（『三井文庫論叢』第11号）230ページ第50表による。

- 1) 香港における三井物産の日本炭占有率のうち、1902～4年は「支店長諮問会々議録」（明治39年）物産197/5による。
- 2) 1905年の香港輸入日本炭は「第三回石炭協議会議事録」（明治39年）物産203によれば891,157トンであり、三井物産の日本炭占有率は49%となっている。

十三万噸ニシテ、之ヲ其前半季ニ比スレハ六万噸増加シ、前々季ニ比スレハ二万八千噸ノ増加トス。此数字ハ所謂約定高ニシテ香港ニ於テ約定シ他ノ港ニ於テ引渡シタル高ヲ含ムモノナルカ、實際香港ニテ引渡シタルモノハ三十万五千噸ニシテ、昨年下半年ニ比シ一万千噸、前々季ニ比シ一万三千噸ノ増加ナリ。前半季ハ石炭ノ需要漸次増加シ、最初ハ需要ニ追ハレ積出不足ノ状況ナリシカ、若シ積出意ノ如クニシテ且ツ相当売物ヲ手ニスルコトヲ得ハ、尚ホ六七万噸ノ売捌ヲ為スコトハ容易ナリシナリ。而シテ我々ノ取扱高ハ全輸入高ニ対スル五割、日本炭ノ全輸入高ノ六割五分ニ該当ス。

こうして当該期の香港支店は香港総輸入炭の三〇〜四〇%、輸入日本炭の四〇〜八〇%を取扱い、香港石炭市場における支配的地位を確立したのである。第27表は当該期の三井物産の海外主要店たる上海、香港、新嘉坡における石炭取扱高を示したものであるが、香港支店は上海、新嘉坡の両支店をおさえて常に「取扱数量ノ筆頭」を占めており、⁽⁶⁶⁾三井物産内部においてもその地位を不動のものとしていたのである。

(3) 石炭取扱状況

ここでは香港支店の石炭売込先を中心にその取扱状況についてみておこう。第28表は一八九七〜一九九年における輸出炭を炭種別にみたものであるが、三池炭が⁽⁶⁷⁾七〇〜九〇%を占めており、三井社内炭における三池炭の地位は当該期を通じて変化していない。⁽⁶⁷⁾このうち、三池炭は主に太古洋行(バタフヒールドスワイア)、怡和洋行(ジャードンマゼン)引当であり、⁽⁶⁸⁾金田炭は仏国郵便会社に、また、大ノ浦炭は主に清商引当であった。

第29表は九八年度の香港支店の香港、汕頭両地における需要見込み

第28表 香港支店炭種別輸出高

(単位：トン)

	1897年		1898年		1899年	
	輸出高	A/B	輸出高	A/B	輸出高	A/B
三池炭 ^(A)	191,085	91.0%	180,407	80.0%	203,716	77.6%
大ノ浦炭	1,331		2,650		9,526	
金田炭	14,264		3,667		11,365	
豊国炭					4,804	
唐津炭	2,413		11,075		13,180	
大辻炭			3,373		11,144	
市村炭					532	
山野炭					80	
雑炭	825		532		8,082	
合計 ^(B)	209,918		225,556		262,429	

出典：『明治31年事業報告』物産614ノ3 8〜10ページおよび『明治32年度事業報告』物産614ノ6 10ページより作成。

第29表 香港・汕頭需要高見込み(1898年度分)

	約 定 先	数 量		
		塊 炭	切 込 炭	合 計
香 港	明治 三十年度渡残り(太古分)	12,000 トン	10,000 トン	22,000 トン
	太 古 洋 行	50,000	60,000	110,000
	怡 和 洋 行	30,000	25,000	55,000
	支 那 人 外 諸 口	10,000	10,000	20,000
	小 計	102,000	105,000	207,000
汕 頭	太 古 洋 行 怡 和 洋 行	18,000		18,000
	ブ ラ ッ ド レ ー 社	7,500	7,500	14,000
	小 計	25,500	7,500	33,000
合 計		127,500	112,500	240,000

出典：『石炭諮問会議事録』(明治30年)物産199 C 36～7ページによる。

高を示すものであり、第30表は〇二年の香港売り三池塊炭の売込み予定高を示したものであるが、この二つの表から香港支店の取引先をうかがい知ることができる。

〇七年九月の石炭協議会において友常香港支店員は香港輸入炭の需要先予定高について(第31表を参照)のべたあと、香港支店の約定先

第31表 香港輸入炭需要先予定高(1907年分)

	需 要 先	数 量
香 港	太洋航行汽船燃料用	50万トン
	小船及小蒸気船	16.5
	英海軍其他外国軍艦用	11
	公私製造用	20
	小 計	97.5
広 東	政府工場及軍艦燃料	7.5
	川船及小蒸気船燃料	15
	小 計	22.5
合 計		120

出典：『石炭協議会議事録』(明治40年)
物産204 57ページより作成。

第30表 香港売り三池塊炭予定高(1902年分)

売 込 先	予 定 高
バタフィールドスワイア	70,000トン
ジャーデンマゼソン	20,000
栄 記	6,000
栄 源	6,000
ブ ラ ッ ク ヘ ッ ト	3,600
シ ー ワ ン	2,400
ホ ー タ ン (清 商)	2,400
合 計	110,400

出典：『石炭諮問会議々事録』(明治34年)
物産200 51～2ページによる。

について、「此内当社ノ約定先ハ太古社、漢亜社、北独、招商局、ダグラス、香港、広東、怡和、大阪商船、船渠会社、其他ジャバチャイナ社、チャイナコンマシヤル等」であると報告している。(69)

このほか、三井物産の取引先はノースチャーマンロイド、東洋汽船会社、チャイナビゲーシヨ、イタリアンメール、ゴータウンカンパニー、香港広東澳門汽船会社などの船会社や精糖会社などがあつた。とくに、ジャーマンロイドは「香港支店ノ運命ニモ関スヘキモノ」(70)であり、また、香港においてロンドンとの間に「バンカーコントラクト」も少量ではあるがおこなわれていた。

このように香港支店の取扱炭は船舶燃料炭、精糖会社などの製造工場用炭としての売込みが中心であつたが、同時に注目すべき需要口として「支那人売り」といわれる地売炭があつた。これは「遣り方ニ依リテハ最も旨味」(71)のある商売であつた。しかし一方、「支那人ノ約定ハ甚だ不安心ナルモノニテ、香港支那取扱者ノ考如何ニ依リ、少シク取扱ハントセハ直チニ取扱高ヲ減シ、又多少危険ヲ冒スモ扱高ヲ多カラシメントセハ直チニ増加スルカ有様」(72)で不安定なものであつた。

すなわち、○七年七月の支店長諮問会議において小林香港支店長はこの点についてつぎのようになつてゐる。(73)

尚ホ香港ニ於ケル支那人売石炭ニ対シテ如何ニスヘキヤノ問題アリ。支那人売ニ付テハ從來頗ル苦キ経験ヲ有セルカ、近来ニ至リ是迄ノ支那人ノ売込先ヲ取調ヘ見ルニ六七十人ノ多キニ達シ、是等ノ者ヲ一々信用程度ヲ取調フルコトモ出来ス、又殆ト信用ナキ者多キ次第ニテ甚だ心許ナキ商売ニテ、從來売付ケタルモノ、代金ヲ取立ツルコト能ハスト云フカ如クニテハ折角力ヲ用ヒテ売込ミタル甲斐ナキ次第ナレハ、其支那人カ我々ヨリ買取りタルモノヲ何レニ売付クルヤ取調ヘ、其結果近来香港支店ニ於テハ非常ノ手数ト面倒ヲ厭ハス

如何ニ小口ノモノナリトモ直接需要者ニ売込ヲ為ス考ニテ、広東通ヒノ船或ハ港内ノ小蒸気、香港陸軍ノ各兵營ノ小蒸気、海軍ノ所有ニ係ル小蒸気ト云フカ如キモノニ対シテモ売込ヲ試ミツ、アリ。是レハ非常ニ面倒ナル商売ナレトモ代金ノ支払ニ付テハ殆ト懸念ナキアルナリ。

それではなぜ三井物産がこのような不安定で且つ危険な「支那人売り」に進出するのであろうか。それには四つの理由があつた。その第一は三井物産の取扱炭の炭質に規定されたものであつた。○六年七月の支店長諮問会議におけるつぎの論議をみてみよう。(74)

会長 香港ノ支那人売ハ余リ奨励スルコト能ハス。

犬塚 素ヨリ香港ノ支那人売ヲ奨励スルノ必要ナケレト、何分香港ニ於テ支那人ニ売捌カサレハ他ニ適當ナル捌口ナキ石炭ヲ我社カ取扱ヒ居ル以上ハ止ムナク多少ノ危険ヲ踏ミテモ之ニ向ケサルヘカラス。即チ芳雄及大ノ浦五尺ノ如キハ到底他ニ捌口ナキモノナリ。昨年ノ如キ景気好キ場合ニハ何処ニテモ捌ケヘキモ少シク景気落付クトキハ常ニ我手ニ残ルモノナリ。門司ノ石炭商ノ中、我社以外ノ安川、三菱、古河、住友ノ如キ者ノ有スルモノハ概子大ノ浦三尺、山野位ノ格ノ炭ニテ其以下ノモノハ之ヲ有セス。而シテ大ノ浦三尺、山野ノ如キハ自分ノ経験ニテハ相場如何ニ狂ヒタリトテ最モ安キモノナレハ、其点ヨリ云ヘハ安川、三菱其他ハ比較的有利ノ地位ニ在リ。

会長 其ノ如キ事情ニテ必要アレハ是非共之ニ力ヲ尽サ、ルヘカラサランカ、併シ香港ニ於ケル支那人ニ対スル売掛金ノ倒レモ少カラス。故ニ三年間ニ一回位ノ大整理ヲ為スノ必要アリ。其場合ニ三四万円ノ損失出ツルカ如キニテハ殆ト勞シテ功ナキ次第ナリ。

犬塚 今ヨリ二三年前迄ハ門司若松ニ於テ夫等ノ炭ヲ土地ノ商人ニ卸売ヲ為シタリシ、其結果第三者カ我手ノ炭ヲ名古屋大阪ニテ捨売

ヲ為シ、其他ノ支店ノ商売ニ妨害ヲ加ヘシ所ヨリ遂ニ地売ヲ止メシ
為メ其以前ハ他ノ商人ノ手ヲ經テ売捌カレタルモノモ我社自カラ始
末ヲ為スノ必要ニ迫ラレシナリ。然ルニ之ヲ全部内地ニ売捌クコト
ハ到底不能ナルヲ以テ勢ヒ上海香港方面ニ出サ、ルヘカラサルナリ。

すなわち、国内の市場支配を維持するために、下等炭を上海、香港
市場に輸出し、そのために「支那人売り」をおこなわざるをえないと
いうことである。ここではつぎの二つの点が注目される。一つは国内
石炭市場と海外石炭市場との連関のされ方であり、二つには三井物産
と三菱、安川、古河、住友などの競争業者の間にはその取扱炭に質的
な差異があつたことである。換言すれば、三井資本による国内石炭産
業の独占的支配がおこなわれていくがその独占化はいまだ優良炭坑の
みに集中されたものではなく、いわば「初期独占」から生じる総体的
支配であり、その質的再編成は当該期を通じて進行したということだ
である。しかしだからこのことは必ずしも三井資本の「前近代」性を意
味するのではなく、かゝる総体的支配が国際商品市場において一定の
有利性を生みだすものであり（三菱、安川、古河、住友などに比べて）、
その独占的市場支配の根拠をなしていたといえるのである。いかえ
れば、下等炭までも傘下にもつ三井物産の石炭市場支配の構造が、そ
の炭質の劣悪からくる一般的な意味での競争における不利益を市場支
配の有利な条件に転化せしめてしまう。そこに当該期の三井物産の存
在形態の特徴を見い出すことができるのである。

つぎに、「支那人売り」の第二の根拠はのちに明らかにするような
香港石炭市場をめぐる競争の激化にあつたのであり、第三はこのこと
と関連するが三井物産の香港市場における支配力の強化にあつたので
ある。すなわち、広大な清国内市場への進出は燐寸のような日用雜貨
品の取扱を通じて先鞭がつけられており、石炭地売りによる直接的な
清国内市場への進出は三井物産の市場支配の拡大にとって不可欠の間

題であつたのである。従つて第四の問題として、三井物産自身による
石炭の地売りがおこなわれる必要がある、ここに〇七年六月を契機と
して香港支店における買弁制度が全廃される根拠があつたのである。
(その意義については後述)

以上のような理由により、香港支店における「支那人売り」を拡大
するため種々の方策が考えられている。すなわち、そのために「根底
ヨリ販売ノ方法ヲ改メ直接消費者ニ売込ム」ことが意図され、その方
法として「門司ト乗合勘定トシ責任ヲ幾分輕カラシメ」、「危険アレ
ハ其一部分ハ門司ニ於テ負担スルコト」が論議されている。(75)

その結果、この業務はつぎのような展開をみるにいたるのである。⁷⁶
香港支那人売ノ石炭ニ付テハ苦キ経験ヲ有シ、殆ト毎半季滞貨ノ起
ラサルコトナク、支那人売石炭ハ如何ナル方法ニ依ラハ宜キカ研究
問題ナリシカ。幸ヒ得意先ノ選択ニ意ヲ用ヒタルト其他直接売渡ヲ
為シタルトニ依リ毫モ滞貨ヲ生セス。加之香港ニテ「ストック」ヲ
有シ居ル必要ナク、又代金モ為替期限内ニ支拂ヲ受クル有様ナレハ
今後ハ安意取扱ヲ為シ得ヘシ。

(4) 石炭取扱反対商

香港支店の石炭取扱業はすでにみたように独占的な地位にあつたが、
それは常に安定的な展開をとげていたわけではなく、石炭取扱商間の
激しい競争を通じてなされてきたのである。以下においては石炭取扱
をめぐる三井物産とその他の石炭商との競争に焦点をあてて具体的に
みておこう。

まず、一九〇七年九月の石炭協議会におけるつぎの報告からみてみ
よう。(77)

ソレカラ競争者ノ挙動ヲ申シマスカ、昨年(〇六年)引用者)末ヨ

リ本年一月ニ掛ケマシテ為替ガ愈々好調デ運賃モ割合ニ安直デアツタニモ拘ハラズ需要者ハ先安ノ見込ヲ懐シキ余リ取引ガナカッタガ、一月ニ入りマシテブラッドレーガ赤池塊ヲ一年中ノ約定ヲシマシタ。七弗七十五仙同ジク粉炭デ五弗七十五仙、三菱ハ鯨田塊デ七弗七十仙同切込デ七弗五十仙ニテ六ヶ月間先約定シマシタ。其他安宅ハ岩崎塊ヲ六弗六十仙、ギルマンハ黒原塊ヲ六弗デ約定シタ。当時支那人ハ此位ノ値段デナケレバ売悪イデス。当社モ門司炭ヲ二万三千余噸売約シマシタガ他店安直ニテ売約スル為ニ跡売約困難ニナリマシタカラ、当社ハ不得止三池錆塊七弗七十五仙ニテ二万一千余噸売出シ、門司炭ニ代用シマシタ。其後六月ニ至リマシテ旧約定ノ満期トナルニ從ヒ競争者ハ新約定ヲシマシタガ運賃為替益々不利デアル為メ約定直モ稍高値ニテ、三菱ハ新入切ヲ七月ヨリ十二月迄七千八百噸六弗七拾五仙、サヨ切三千噸六弗五〇仙、鯨塊六千噸八弗同粉三千噸五弗七五仙ニテ約定シマシタ。八月ニナリマシテ安宅ハ岩崎塊一万五千噸九月ヨリ来年二月迄ヲ六弗二十五仙デ約定シマシタ。其他ノ競争者ハ新約定ヲ致シマセヌ。当社ハ三池錆ヲ六千余噸、門司炭一万四千五百余噸ヲ売約シマシタ。(中略)

三菱ハ尚新入切三千五百噸六・七五、サヨ切五千噸六・五〇、鯨田切七・五〇ニテ八月カラ十二月渡ヲ売約ヲ求メテ居ツタ。ソレカラ当地ノ競争者ノ中(中略)、二軒(水島商店、ギルマン商会)引用者ノ競争者ヲ減ジマシタガ、クルーズエンドカンパニート云フ馬尼刺人支那人日本人ノ組合デ二回程石炭ヲ輸入シテ居リマシタ炭種及ヒ直段ハ御徳切込デ六弗二〇、木屋瀬切込六弗二五デシタ。其他ニホルランドチャイナ・トンデング社ト云フ会社ガ新ニ設定セラレ、此処ニハ日本人ガ二人居リマス(中略)。此会社デハ中津厚塊三好切込等ヲ五弗九〇仙カラ七〇仙ニテ売約ヲ望ンデ居リマシタ。此外ニシューワントムス社ニ以前水島ニ居ツタ人デ白藤ト云ウ人ガ入社

シテ以来日本炭ノ取扱ヲ盛ンニスル様子デアル。(中略)、兎ニ角是等ノ競争者ガ新ニ市場ニ現ハレタノデ飯へ恐ル、価値ナシトシテモ亦タ今後彼等ノ挙動ニ付キテ注意ヲ要スル事ト思ヒマス。

日本炭の取引をめぐる石炭商の動向がよく示されているがさらに翌八年九月の石炭協議会における報告をみてみよう。(78)

香港ノ反対商ノ動靜ヲ申シマスガ先ズ反対商トシテハ三菱デアル。根拠トシテ居ル所ハPOノバンカー、商船ノバンカー、ジョージマクエルノバンカーデ、今年ハ妙ナ訳カラチャードンノ約定ヲ手ニ入レテ大分取扱高ヲ増ヤシタ。昨年ノ輸入高ガ一寸拾老万老千六百拾噸、今年上半年ニ八万五千八百九拾噸、頻リニ支那方面ニ販路ヲ擴張シヤウトシテ居ル。此次ハ「ブラッドレー」御承知ノ通り赤池ノ代理店ヲシテ昨年輸入高ガ約七万噸、今年ノ上半季ノ輸入高ガ赤池參万噸、其次ガ安宅商会、大阪商船ノバンカーヲ有ツテ居ツタ時分ニ目尾ヲ以テ大分支那人売ニ務メテ居リマシタガ、同社ノ約定ヲ我々ニ奪ハレテ以来目尾ヲ以チ来ナイデ岩崎ノ塊炭専門デヤツテ居ル。今年ノ約定七弗拾仙デ出来タノガ、マーケットガ悪イノデ參拾五仙バカリ下ガッタモノダカラ非常ニ各所ノ引渡ニ苦心シテ居ル。安宅ノ昨年輸入高四万六千噸、今年ノ上半季輸入高參万老千噸、其次ハ宮崎洋行、是ハ最近ニ店ヲ出シタノデ從ツテ常得意ト云フモノハ一軒モナイ。一寸安宅ト同ジ様デコンブラードト云フ随分怪シイ悪クスルト引ノ保証ヲサシテ居ル。コンブラードト云フ随分怪シイ悪クスルト引掛ツタリシテ酷イ目ニ合ハセンカト思フ。宮崎ト云フモノハ無責任ニ安イ炭ヲ良イ名前ヲ付ケテ持チ廻ハル、先達「ドウブラー」ノ約定モ苦心シタ。ソレカラ品苦情ニ就テハ昨年ノ上半季以上余リ大キイノハナイガ前カラ引続イテ居ルバタフィールドスワイヤーノ三池ノクレームヲ払ツタ後ハ大シタ事ハナイガ、併シ船ガ入ルト太古カラ人ヲ出シテ粉炭ノ試験ヲシテ居ルカラ余リ油断スルト文句ヲ言ハレ

ルト思ツテ非常ニ注意シテ居ルガ、是迄ニ一割五分以上ニナルト云フ事ハナイ。其ニP Oノ船ニ門司ヲ渡シテ本洞ノ切込デ苦情ガ付イテP Oノ言フ通りクレームノ仕払ヲシタ。ソレカラ最後ニ我々ノ取扱高ノ比例ヲ一寸申上ゲテ置キタイ。昨年七月カラ今年六月迄ノ日本炭ノ輸入高ニ対シテパーセンテージヲ言フト先ズ三井ノ扱高ガ五割五分、三菱ハ尅割六分、シユハートムス八分三厘、ブラッドレーガ六分六厘、安宅九分九厘、宮崎九分カラ一分八厘デ割合カラ云ツテモ香港ノ日本炭ハ三井ガ牛耳ヲ執ツテ居ルト云フ事ガ分カル。

すなわち、香港石炭市場における三井物産の競争業者は三菱、ブラッドレー、安宅商会、宮崎洋行、シーワントムス社および安川のほか、クルーズエンドカンパニーなどの新興勢力があり、水島商店、ギルマン商会が破産するなどその競争は激しかった。就中、三井物産のもっとも強敵は三菱であった。その競争の実態をつぎの史料からみてみよう。(79)

明治四二年初季ニ於ケル当店(三井物産香港支店一引用者)主要商品タル石炭商売ノ活躍振リヲ見ルニ、当年約定期ニ近ヅクニ従ヒ三菱、安川等ノ反対ハ先ヲ争ヒ相互ニ得意先ノ侵略ヲ事トシ殊ニ三菱ノ如キハ数年来ノ提携ヲ断チ猛然吾ガ勢力範囲内ニ突進シ来リ、未曾有ノ悪戦ヲ現出シ法外ノ値引ヲ余儀ナクセシ。漁夫ノ利ハ独リ得意先ノ獲得スル所トナレリ。然レ共当店ハ対三菱協定破棄セラル、ト共ニ本部ノ電令ニヨリ断呼タル決心ヲ以テ飽迄競争ニ応ゼシガ既得ノ地盤ヲ失ハザリシノミナラズ進ンデ販路ノ拡張ヲ遂ゲタリ。

すでにみたように三菱合資会社は一九〇六年四月、上海と香港に同時に支店を開設し、売炭業務を本格化していた。三菱の香港における売炭業務はすでに一八九三(明治二六)年の三菱合資会社成立以前からおこなわれており、日本郵船、彼阿、加奈多太平洋汽船等の燃料契約と若干の地方売りがおこなわれていた。その後一九一〇年代を通じ

て市場を拡大し、三井などとの間には「地盤関係の紛争は珍らしくなかつた」のである。(80)

これらの競争者は「一時ニ大高ノ輸入ハ為サ、レトモ兎ニ角時々小形船ノ雇入ヲ為シ何回ニモ往復シ居ルヲ以テ之ヲ合計セハ可ナリ大高トナル」(81)ものであり、それだけに石炭市場をめぐる三井物産との競争を激化させるものであった。これに対して三井物産は「割安ニ売捌クコト」を方針として対処していくのである。○六年四月の石炭協議会におけるつぎの論議からかゝる競争業者に対する三井物産の対応をみておこう。(82)

会長 三菱其他ノ取扱高概略幾許ナリヤ。

友常 三菱ハ支那人売トシテ二千五百噸ヨリ三千噸位ナルヘシ、併シ其高ハ不同ニテ時ニ依リテ四千噸許ニ上ルコトアリ。水島モ同様三千噸多キトキハ四千噸余ナルヘシ。

会長 其他ノモノハ如何

友常 其他ニ同昌ナル支那人アリ是レハ水島ト買入先ハ同一ナリ。又「ブラッドレー」ノ如キハ其数量不同ナレト先ツ三四千噸ノ間ナルヘシ。「シーワントムス」モ三千噸許ナラン。

小林 昨年末安川ニテ赤池炭七八万噸買入レ本年一月以後積出シタルモノ、受渡ハ満足ニ運ヒ居ルヤ。

友常 多少相場ノ下リ掛ケン場合ニ引取ラストノ苦情モアリシ如クナレト、更ニ売口ヲ求メテ売捌キタル模様ナリ。恰モ香港支店ニ於テ大辻、伊田ヲ十一弗位ニテ約定シ居リシニ赤池ハ十弗五十仙ニテ売出シタル為メ大ニ障害ヲ受ケタリ。今日ノ所ニテハ八弗五十仙位ニテ売捌キ居レリ。

会長 目下ノ所ニテハ三池炭ヲ除キテ計算セハ、我社ノ輸入高ヨリ「ブラッドレー」の輸入高多カルヘシ。門司ノ積出ヨリ見ルモ我社ヨリハ安川ナトノ方多シ。

友常 一時赤池炭ノ輸入多量ナリシカ、併シ我社ヨリ多キコトナカルヘシ、尤モ我社ニテハ一時筑豊炭ノ輸入非常ニ減少シタルコトアレハ其際ニハ或ハ我ヨリ多カリシヤ知レス。

會長 少シク問題外ニ亘ルカ知ラ子ト友常氏ノ談話中ニ「当分ノ間競争者ニ対スル方針トシテ大ニ安直ニ売込ミ、競争者ヲ驅逐シタル上直ヲ為サントノ事アリシ。併シ直下ノ場合ニハ固ヨリ容易ナランカ直上ケヲ為ス際ニ其割合ニ高ク売ルコトハ難カルヘシ。

友常 一時諸方ニ安物アレハ支那人ハ之ヲ買入レ遂ニ其常得意トナリ了ルノ恐アルヲ以テ相当ノ直段マテ引下ケ之ヲ驅逐シタシ。

會長 併シ我社ニテ直下ヲ為セハ競争者モ亦之ニ応シテ直下ヲ為シ決シテ手ヲ収ムルコトナカラン。

友常 併シ其直下ハ買入方ノ如何ニアリ。或一定ノ価ヲ以テ買約シ居ルモノハ一定ノ範圍以外引下ケルコトハ能ハサルヘシ。

相生 今年ノ如ク炭価ト生産費トノ間ニ余裕ノアル場合ニハ少シク直段ヲ引下ケタリトテ競争ノ余地ハ充分アルヘキヲ以テ、結局此以上引下ケ能ハスト云フ点マテ引下ケサレハ競争者ヲ休スヘキ時機ハ容易ニ来ラサルヘシ。

會長 香港ニ於ケル支那人売ナルモノハ一向約定シタリトテ其効能ナキ売先ナルカ、此売先ヲ手ニ入ル、為メ夫程迄利益ヲ犠牲ニ供スルノ価値アルヤ否ヤハ一ノ研究問題ナルヘシ。

友常 香港ニ於テハ大口約定カ定マリタル以上ハ是非共支那人ヲ相手トセサルヘカラス。故ニ危険ニハアレト之ヲ廃スルコト能ハス。無論其中ニハ貸倒レモ出来又引取不足モ出来ヘキカ、是ハ止ムヲ得サル事ニテ其間ヲ巧ニ切抜ケ行クヲ肝要ナリトス(傍点引用者)。

香港市場における石炭販売競争の激化は三井物産に石炭販路の拡張を必然化せしめる。しかし、「香港ニ於テハ大口約定カ定マリタル以上」、その売先は広大な内国市場を拘える「支那人売り」に向けられ

る。その場合、他商の激しい競争を排して市場を独占するためには炭価の切下げによる安価な石炭の確保が不可欠となる。右の論議はかゝる問題に直面している香港支店の意向がよく示されており、また、このような対応は日清戦争以前からすでに清国市場に進出し、独占的市場支配をおこなっている三井物産にはじめて可能であり、また、傘下に三井鉱山という有力な石炭産業部門を持っていることの有利性が海外市場においても機能していることを示すものにほかならないのである。

むすび

香港市場における以上のような展開が貿易資本としての三井物産にどのような質的な変化を与えたのであろうか。最後にこの点に言及しておこう。結論的にいえば、当該期の三井物産の展開はつぎの二点において明らかにそれ以前とは異なった資本の質的な転換をとげていたといわなければならない。すなわち、第一はいわゆる「前期的商業資本」から独占資本への脱皮であり、第二はそれにもなう総合商社化である。以下、この二点について具体的な指標を挙げてみよう。

1. 独占資本への脱皮

(1) 買弁制度の廃止と直取引の拡大

買弁とは「コンブラドル」ともいわれ、「支那ニ於ケル商館番頭」のことであるが、⁽⁸³⁾これは三井物産が外国貿易をおこなうに際してその土地の言語、風俗、商業習慣などに不明のためその土地の事情に通じる現地人を雇い取引上の便宜を得たものであり、清国貿易におい

て一般に使用されていた。三井物産香港支店では「従来支那人ニ売込ミ居リシ石炭ニ付テハ我々カ直接引合フ買弁ヲ大ニ広ク使用シ、之ヲ信用シ一モ二モナク買弁ヲ経テ引合ヲ為」していたが、「買弁ハ極メテ信用薄弱ナル者ニ対シテモ品物ヲ売渡シ又代金ノ支払ヲ受クルモ受ケサルモ夫レニ関係ナク売高ニ対シテ口銭ヲ取り得ヘシト云フ所ヨリ、頗ル其売込方乱暴ニ流レタル弊少」なくなかつた。⁽⁸⁴⁾そこで香港支店では〇一年にまず、石炭受渡業務における買弁を廃止した。すなわち、「従来石炭受渡ニハ其業務ヲ全然買弁ニ一任シ経営ナシ来レルハ当店ノ如ク何処ニモ石炭倉庫会社ノ設備ナカリシ為、不得已ニ出デタル処ナルモ業務執行上種々弊害ヲ伴ヒ北独船其他当時ニ於ケル大得意先ニ充分ナル満足ヲ与フル事能ハザリシカバ、此処ニ断然此請負ヲ全廢シ当店代リ直接人夫及舁ヲ使役シ、一切ノ受渡ヲ取扱フ事ト」⁽⁸⁵⁾なつたのである。この香港支店における買弁廃止の直接的契機となつたのは一八九八年一〇月一二月にかけての益田孝による台湾香港上海の商況視察であつた。⁽⁸⁶⁾その際、益田は香港支店の業務を監査し、いくつかの改善策を指示したがその一つに「販売掛ヲ除クノ外、買弁ヲ用ヒズ直接花主ト取引ヲナス事」があつた。その結果、「従来、各掛ニ於テ支那人買弁ヲ使用ナシ来リタルガ其弊害甚ダシキヲ認め、爾後ハ単ニ販売掛ニ於テ売掛金保証ノ責ニ任ズノミ買弁」を使用するこゝとに改められ、前記の〇一年の改革を経て、〇七年六月以降、買弁を全廢し、「当店取引上ニ一新紀元ヲ画」したのであつた。⁽⁸⁷⁾

こうして買弁を廃止した結果、「従来買弁ノ引請ケ居リシ石炭ノ船内人足使用ノ点ニ於テモ如何アランカト心ヲ痛メシカ、直接是レカ線縦ヲ為シタル結果、従来買弁ニ於テ人足賃ノ頭ヲ刎子居リシコト其他我々ノ意ノ及ハサリシ事ニテ買弁ノ収入トナリシモノアリシコトヲ発見シタレハ、今後ハ夫等諸掛ヲ安クシ、又鉱山会社ノ石炭ニ関スル経費モ幾分安直ニ為スコトニシタキ考ナリ、即チ『デスパッチ』ノ如キ

モ従来買弁カ中間ニ居リシ為メ我々ノ命令モ直接行ハレサリシ傾キモアリシカ、直接我々カ之ヲ使用スルニ至リテヨリ我々ノ命令モ能ク行ハル、ニ至リ、過般入港セル恵山丸ノ如キハ四千噸ノ石炭ヲ一日一夜ニテ荷揚ヲ為シ、又『コケット』号ハ六千噸ヲ二日二夜ニテ荷揚ヲ終リタル有様ニテ三四年來無キ『デスパッチ』ナリシ」ということになり、冗費節約による諸掛の低下とそれによる低炭価の維持、石炭取扱業務の能率化等、買弁の廃止は三井物産の營業の發展を促進したのであつた。

ところでこのような買弁制度の廃止を可能とした条件は何であつたろうか。それは第一に九九年一月に設置された支那修業生制度に代表される三井物産自身の手による人材の養成がおこなわれたことによるものであり、⁽⁸⁸⁾第二には石炭人足の直営（〇八年五月）、貯炭場の開設（〇七年六月竣工、〇九年三月三井物産貯炭場として登記）、社有船の新造等に見られるような石炭取扱業務の發展に基づく諸設備の整備であつた。⁽⁸⁹⁾

そしてこのような買弁の廃止は三井物産の直取引の拡大をもたらしつものであり、直取引の拡大はとりもなおさず三井物産自身による清国市場の直接的支配・進出を意味するものであり（「居留地貿易」からの自立化）、それは当該時期の日本帝国主义の尖兵としての三井物産の存在形態を規定するものであつた。われわれは買弁制度廃止を可能ならしめる当該期の三井物産の展開裡にその独占資本財閥商社への推転を看取できるのである。

(2) 一手販売契約による独占的市場支配

当該期の三井物産の独占資本化の指標の一つとして一手販売契約の締結による石炭産業の生産過程の支配があげられる。その場合、注意

されなければならぬのはその「手販売契約が単に国内の炭坑主との間にのみ結ばれたのではなく、⁽⁹⁰⁾ 東アジアの有力炭礦との間に結ばれている事実である。

すなわち、一九二二年のはじめに三井物産は「人ニ制セラレサル間ニ先ノスル方得策ナラント」⁽⁹¹⁾ してホンゲイ無煙炭の日本輸入の手販売権を湯浅商会との激しい競争の末獲得し、一三年には粉炭の取扱も開始した。さらに同年に、上海支店では従来サンダー・ウィーダー社の支配していた長江筋一帯の一手販売権を香港支店との共同のものに奪取した。その結果、三井物産は上海、寧波、鎮江、南京、揚州およびそれ以北におけるホンゲイ炭の販売を支配するにいたつたのである。⁽⁹²⁾ つぎの史料はこの間の事情を示している。⁽⁹³⁾

吸入瓦斯機械用トシテノ鴻基塊炭ノ声名頗ル高ク販路ノ拡張伸々タル有様ニシテ、当時已ニ大阪、東京ノ二市場ニ於テ確乎タル地盤ヲ築キ更ニ名古屋市場ニ於テモ不遠之ガ取扱ヲ見ントスル勢ニアリキ、当時日本内地一手販売契約ハ湯浅商会トノ競争ニヨリ幾多ノ曲折アリタルモ、遂ニ当店ノ手ニ握ルヲ得タリ。其契約期間ハ一九一四年中ノ一ケ年ニシテ其数量ハ塊炭二〇〇、〇〇〇噸、中塊炭一〇〇、〇〇〇噸、粉炭オプシヨソ附一、二〇、〇〇〇噸ナリキ。

尚、上海及長江筋ニ於ケル鴻基塊炭ノ一手販売権モ上海店ト共同シ遂ニ当店ノ手ニ収メ得タリ。其期間ハ一九一四年一月ヨリ一九一六年十二月ニ終ル三ケ年間ニシテ販売数量ハ毎年塊炭二五、〇〇〇噸、粉炭三〇、〇〇〇噸ナリキ。於茲日本並上海送り全炭数量拾万噸ニ達シ、ホンゲイ炭海外輸出ノ半数ハ当社ノ掌裡ニ帰シ、尚、進ンデ不遠南清一帯ニ於ケル一手販売権ヲ獲得シ輸出炭全部ヲ左右スルノ機ニ臨ミ居タルナリ。

また、三井物産はホンゲイ炭の取扱をめぐる他商の競争を排除するため、該炭礦との永久的提携を目的とした「攻守同盟」を結び、共同

販売をおこなう交渉をしているのである。⁽⁹⁴⁾

さらに清国市場における三井物産の市場独占の動きを示すものとして「支那政府交通部」との間の山西無煙炭販売契約がある。一九一三年三月、三井物産は上海の宝興長と共同で該部との間に山西無煙炭の五カ年間販売契約を結んだ。これは一手販売契約ではないが「特別ノ鉄道運賃」によって第三者の競争を事実上排除し、実質的な一手販売契約であった。この場合、三井物産は宝興長との間につきのような協定を結んだのである。すなわち、(一)契約手付金として交通銀行に二万両を宝興長の名義で定期預金し、通帳は(三井物産ノ引用者)上海支店で保管、(二)損益分配は宝興長五五%、三井物産四五%、(三)金融は三井物産が司り立替金に年七歩の利子を課す、(四)販売石炭金の二歩を手数料として三井物産が取得する、という内容であったが交渉は宝興長があたり、三井物産は金融と販売を引受け、販売地は上海、天津、鎮江で一カ年約二万九千噸の販売高を見こんでいたのである。⁽⁹⁵⁾

また、一四年には山東炭の一手販売をおこなっている。これは「山東炭出炭増加ノ結果、相当数量ノ売物アリ。其儘ニ放置セハ炭況上ニ悪影響アルヘキヲ認メ、一ハ競争ヲ緩和シ、一ハ第三者ニテ販売セラレ、弊害ヲ除去スルタメニ、吾社ニ於テ日本、朝鮮、台湾及上海ヲ除ク支那方面一帯ニ対スル一手販売権ヲ取得」⁽⁹⁶⁾ したものであった。

このほか三井物産は開平炭、萍郷炭、撫順炭などの有力競争炭の一手販売契約の実現をはかっていくのであり、「三井ノ石炭商売ノ歴史ニ特筆大書スヘキ事項ヲ続出スルニ至」⁽⁹⁷⁾ ったのである。

三井物産が国際市場での激しい競争を通じて自からの石炭取扱業を拡大・発展させ、市場の独占的支配をはかるには産炭の恒常的・安定的な確保が不可欠であり、一手販売権の締結はそのためのもっとも有効な方法であり、かゝる一手販売契約の締結による市場独占を可能ならしめる当該期の三井物産の展開のなかに、われわれは三井物産それ

自体の独占資本への推転を看取しうるのである。

つぎに、三井物産の独占資本への転化のもう一つの指標として独占資本間における販売協定即ち販売カルテルの結成がある。この点、香港支店では一方では三菱との激しい競争をしつつ、他方では一九二二年來、「三菱ト協定シ、値上ケ其他行動ヲ共ニシタルカ、明年（一九一四年一引用者）モ出来得ル限り共同ノ方針ヲ取リタシ」(98) という状況にあった。このことはつぎのことを意味する。すなわち、三井物産と三菱は香港市場においても激しい競争を展開する。そして競争を通じてそれぞれの販路を確保し協定を結ぶのであるが、他方、競争する部面では激しい競争を展開する。しかもその競争を通じて三井、三菱ともシェアは拡大する。その結果、さきにもたように中小石炭商が駆逐され、(水島商店、ギルマン商会の没落)ここに石炭販売の独占化は一そう進むことになる。しかもそれは国内市場においては「各其分野ヲ確立シ、互ニ有害無益ナル競争ヲ避ケ、以テ小商人ヲ率ヒ専ラ値段ノ維持」をはかる「四社協定」として、当該末期には三井物産、三菱、安川、古河の独占資本間の販売カルテルや、一二年一月から実施された筑豊炭の「プール制」に帰結していくのである。(100)

(3) 九州炭販売の独占

右にみた三井物産の独占資本への転化はなによりも国内産炭の独占的支配として現われる。この点を三井物産による九州炭への支配の拡大からみておこう。つぎの史料は一三年七月の支店長会議における九州炭取扱に関する報告である。(101)

九州炭ノミニ付キ内地海外トシテ各地方へ積出シタルモノヲ取纏メ如何ナル勢力ヲ我々ハ有スルヤヲ見シニ、京浜ニ於テ全体ノ四割一分二厘、大阪二割三分二厘、神戸五割一分三厘、呉七分三厘、中

国二割〇五厘、四国二割〇八厘、和歌山三割四分二厘、四日市三割七分二厘、熱田四割二分、半田四割四分一厘、武豊九割八分一厘、東北五割五分五厘、北陸三割九分一厘、台湾六割四分一厘ナリ。海外ニ於テハ上海五割四分六厘、香港六割二分八厘、広東十割、福州七割四分四厘、汕頭四割二分六厘、漢口及附近六割一厘、芝罘及附近七割八分四厘、大連及附近九分三厘、浦塩三割九分七厘、「ホングー」十割、新嘉坡八割八分二厘、盤谷・西貢十割、馬尾刺・非律賓四割九厘、瓜哇八割八分四厘、古倫母・孟買四割三分九厘、蘭貢二割六分八厘、「ホノル」八割一分四厘、太平洋沿岸九割六分四厘ノ割合ニテ、荷物全体ニ対シ六割二分二厘、外国船燃料ニ対シ六割四分八厘、平均六割二三分ニシテ、多年ノ情勢上海外ニ於ケル成績ハ内地ヨリハ良好ナルカ如シ。

而シテ燃料炭ハ外国船六割四分、日本船燃料三割二分、総合計海外荷物燃料六割三分ニ対シ、内地ノ荷物燃料三割三分、即チ海外二、内地一ノ割合ナリトス。

国内市場における以上に海外市場における三井物産の九州炭取扱の割合が高いところにまさに、当該期の三井物産の国際商品市場における地位が如実に示されているのである。しかも重要なことは第32表、第33表からも明らかのように、このような石炭市場の支配が三井、三菱、古河、安川のような財閥資本による中小資本の排除というかたちでおこなわれていることであり、その背景にはいうまでもなく国内石炭産業部門における集中即ち独占化が進行していることである。

かくして、右にみたような国内、海外石炭市場における三井物産の独占的支配を貫串する論理はつぎのようなものであったのである。(102)

我社ノ(石炭一引用者)取扱ハ頗ル増加シ、昨年(〇四一前)ノ如キハ(九州炭の一前)殆ト半額ニ近キモノヲ取扱ヒタリ。三菱モ亦少シク、増加シ居レトモ、其増加ノ割合ハ我社ノ三分ノ一ニ及ハス、

第32表 九州炭石炭商別取扱高

(単位:万トン)

	全 体	三 井 物 産	三 菱	古 河	安川ほか	その他小石炭商
1902年	576	191	36.2%	17.9%	5.4%	22.3%
03	589	233	42.1	16.5	5.2%	20.0
04	571	250	43.7	18.5%	5.6%	19.8

出典:『石炭協議会議事録』(明治38年)物産202 112~3ページより作成。

第33表 日本炭積出主要石炭商の動向

(単位:万トン)

	全 体	三井物産	三 菱	古 河	安 川	そ の 他
1912年	1451(100)%	565(38.9)%	237(16.3)%	41(2.8)%	60(4.1)%	549(37.8)%
13	1586(100)	753(47.5)	289(18.2)	64(4.0)	66(4.2)	413(26.0)
14	1524(100)	725(47.6)	271(17.8)	73(4.8)	72(4.7)	382(25.1)

出典:『支店長会議事録』(大正3年)物産198/3 13~4ページより作成。

- 1) 1912年のその他には北炭の84万トンを含む。(13年より三井に含まれる)。
- 2) 各年の全体は合わないがそのままとした。

安川、古河ノ如キハ別ニ大高ヲ取扱フコトモナシ。唯少シク注意スヘキハ小商人ノ取扱高ニテ、漸次減少ノ傾向アルハ勢ノ然ラシムル所ナランモ、大商人ノ手ニ小商人ノ商売ヲ吸収セラル、コトヲ明カニ数字ハ上ニ示スモノト謂フヘシ。此ノ如ク我社ノ取扱高ハ年毎ニ長足ノ進歩ヲ為シ来リ、此上尚ホ勉勵セハ、従来ノ如キ割合ニテ進ムコトハ如何アルヘキヤ知ラ子ト、一步進メハ或ハ九州ニ於ケル石炭ノ覇權ヲ握ル、コトモ敢テ難事ニ非サルヘケレハ、諸君ト共ニ益々勉勵其域ニ達セシコトニカメタシ(傍点引用者)。

2. 総合商社としての経営多角化

(1) 取扱商品の多角化

香港支店における当該期の石炭取扱業はその中核的業務であり、その推移は該店全体の営業の動向を規定するものであった。しかしながら該業務は競争業者との激しい競争のもとにあり、しかも日清・日露戦間期のわが国における産業資本の確立は香港支店の営業にも新たな発展の契機を与えることになった。つぎの資料が端的にこのことを物語っている。(103)

石炭ハ支店ノ業務中、最モ肝要ナルモノニシテ大ニ力ヲ用ヒサルヘカラサルモノナレトモ、其発展ニハ限リアリ之ヲ直チニ倍額ニ増加スルカ如キハ殆ト不能ニ属ス。故ニ香港支店ノ発展ヲ計ルニ付テハ所謂輸出入貨物ニ力ヲ用ヒサル可カラサルコト勿論ナルモ、同時ニ現在取扱ヒツ、アル手慣レタル商品ノ中ニ於テモ尚ホ、大ニ力ヲ用ヒハ充分発展スヘキ余裕アルモノアルヲ認め、現在ノ取扱品中発展ノ余地アル物ニ対シ先以テ力ヲ尽スノ適當ナルヲ信シ、常ニ注意ヲ加ヘ徐々ニ発展セシムヘキ方針ヲ以テ進ミ来リタリ。

すなわち、香港支店の営業の発展をはかるには石炭のみに中心をおいては不充分となつてきたのである。その一つの根拠としてつきのような事情があつた。(104)

第一ニ注意セサルヘカラサルハ香港ニ於テハ日本炭其他ノ石炭カ今日ノ如キ直段ニテ引続ク以上ハ石炭以外ニ何物カ代用スルコトヲ案出セサルヘカラスト。此方面ニ工場ヲ有スル者ノ意見ニシテ今日ノ所、瑞西ニテ産出スル Diesel Oil Engine ト称スルモノアリ。之ヲ製粉会社ニ於テ三台使用シ居ルカ、其結果ハ日本炭ノ値段ニ比シテ三分ノ一位ナレバ頗ル経済的ナル由、又電燈会社モ従来石炭ヲ使用シ原動力ヲ起シタリシカ之ヲ止メテ其機関ヲ購入セント計画シツ、アリ。然レトモ此機械ハ比較的価格モ高ク又傍ニ見居リテモ非常ニ震動シ如何ニモ強テ動カスカ如キ有様ナレハ、其機械ノ生命如何ト云フコトモ一ノ疑問ニテ、香港全体ノ人ハ皆ナ一ケ年位ノ成行ヲ見ント注目シツ、アルナリ。又一方ニ於テハ「アーノルドカーバーク」カ其代理店ヲ為シ瑞西ヨリ技師ヲ伴ヒ来リ遊説ヲ為シ、機械ノ据付モ其技師来リテ之ヲ為シ、又半カ年位ハ其地ニ在リテ其使用方ニ付注意ヲ加フト云フカ如キ方法ヲ採リツ、アリ、我々モ之ニ付テハ大ニ注目シ何レ現在作業セル機械ノ結果ヲ見、又ハ聞クニ従ヒ報告ヲ怠ラサルヘシ。

ディーゼルエンジンの出現による原動力の石炭から石油への転換の契機が与えられ、石炭そのものの位置に変化のきざしが現われていたのである。三井物産では○三年四月の支店長諮問会議で益田孝専務理事が重油および重油使用の船舶について調査を命じ、石油取扱について積極的なることを指示しているのである。(105)

こうして香港支店ではすでにみたようにその取扱商品を拡大し、多様な商品を取扱うのみならず、船舶業・保険業などの代理店業務を引受けるなどの多角的経営を一そう拡大していくことになるのである。

(2) 利益率の推移

最後に以上のような当該期の三井物産香港支店の発展がその経営上いかなる結果をもたらしたかという点について、その利益率の推移からみておこう。一九一三年七月の支店長会議において林香港支店長はつぎのように報告している。(107)

今香港支店発展ノ模様ヲ数字ニテ述フレハ取扱高四十一年千二百三十万円、利益ノ割合一分一厘二毛半、四十二年千八百八万円利益九厘、四十三年千六百四十万円、利益二分一厘八毛、四十四年千七百万円、利益二分一厘八毛半、四十五年二千三百六十万円、利益一分一厘九毛、本年上半季ハ前述ノ如ク千三百三十万円ノ取扱ニシテ四十年ニ於ケル一ケ年間取扱高以上ヲ半年間ニ取扱ヒタル次第ニシテ、取扱高ノ増加ト共ニ利益モ亦増加シ来リ、尚ホ各種取扱品ニ付テ見ルモ皆ナ堅実ナル発展ヲ見ツ、アルハ慶賀ノ至ナリ。

取扱高の増大とともに利益率も一〇〜二〇%を示しており、確実な収益をあげていることがわかる。そしてこのような安定的な収益こそが当該期の三井物産香港支店の「流通独占」を如実に示すものであり、国際貿易港としての香港での展開が南清および東南アジア市場への進出の橋頭堡を築くことにもなつていくのである(一九七八年八月三日稿了)。

[注]

- (52) 『支店長諮問会議事録』(明治三六年四月) 物産一九七―二五七―九ページ。
- (53) 『第二回支店長会議々事録』(大正二年七月) 物産一九八ノ二一〇五―六ページ
- (54) 『立業貿易録』二四―四ページ

- (55) 香港における三井物産の燐寸取扱の推移については拙稿「形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産」(『三井文庫論叢』第六号 昭和四七年) 一二七―三九ページを参照されたい。
- (56) 以上については『第二回支店長会議々事録』(大正二年七月) 物産一九八ノ二 一〇六―一八ページを参照。
- (57) 『支店長諮問会議事録』(明治三六年四月) 物産一九七ノ二 五七ページ。
- (58) 『支店長諮問会議事録』(明治三七年八月) 物産一九七ノ三 五三ページ。
- (59) 『三井物産香港支店沿革』(大正一三年) 物産三一九ノ二 四ページ
- (60) 以上については「香港支店服務章程」(『公議録』八明治三九年自一月至六月) 物産一五七) による。
- (61) 『支店長諮問会議事録』(明治三六年四月) 物産一九七ノ二 五七ページ。
- (62) 『支店長諮問会議事録』(明治三九年七月) 物産一九七ノ五 一一〇ページ。
- (63) 以上については『第三回石炭協議会議事録』(明治三九年四月) 物産二〇三 一六五ページ。
- (64) 『第四回石炭協議会議事録』(明治四〇年九月) 物産二〇四 五七ページ。
- なお一九〇八年八月の支店長諮問会議において小林香港支店長は前一カ年間の香港支店の取扱高についてつぎのようになっている(『支店長諮問会議事録』八明治四一年八月) 物産一九七ノ七 一五五ページ)。
- 先ッ第一ニ外国炭トノ勢力範圍ニ付テ一言シタシ。過去一ケ年間(〇七年一引用者)ニ香港ニ輸入セル石炭ノ高ハ百十七万噸ニテ、内日本炭九十一万噸、外国炭十二万六千噸ナレハ、日本炭ノ割合七割七分、外国炭二割二分ナリ。日本炭ノ輸入高ニ対スル我社ノ取扱高ハ五十万五千噸ニテ、割合ヨリ言ヘハ全体ノ五割五分ニテ

- 前年ノ四割五分ニ比シ一割余ノ増加ヲ示シ、九州炭全体ノ輸出ノ側ヨリ云フモ四割ノ割合ナリ。此ノ如キ有様ナレハ香港ニ於ケル我勢力範圍ノ拡大行クコトハ疑ナキ事ナリトス。
- (65) 『第二回支店長会議々事録』(大正二年七月) 物産一九八ノ二 一〇六―七ページ。
- (66) 一九一三年七月の報告によれば三井物産の海外販売店別の取扱高はつぎのようであった(同前 四〇八ページ)。
- 海外販売店ニテ取扱数量ノ筆頭ハ香港ニテ三十四万噸、上海三十三万噸、新嘉坡二十五万噸、大連九万八千噸、馬尼刺八万四千噸、広東三千噸、芝罘三万四千噸、漢口一万七千噸、營口八千噸、青島六千噸、孟買五千八百噸、福州四千噸、「シドニー」二千二百噸ナリ。
- (67) たとえば、一九一一年の香港支店の取扱高は七二三、七八五トシで、うち社内炭は三七一、五〇四トシであるがこのうち三池炭は三四〇、四三三トシで社内炭の九一・六%を占めている(『第三回事業報告書』八明治四四年上半季) 物産六一五ノ二)。もっとも取扱炭全体のなかでは四七・七%とその地位を低下させている。
- (68) 『三井物産香港支店沿革』(大正一三年) 物産三一九ノ二 四―五ページ。
- (69) 『第四回石炭協議会議事録』(明治四〇年九月) 物産二〇四 五七ページ。
- (70) 『支店長諮問会議事録』(明治三八年九月) 物産一九七ノ四 四三―四四ページ。
- (72) 『支店長諮問会議事録』(明治三九年七月) 物産一九七ノ五 一一五ページ。
- (73) 『支店長諮問会議事録』(明治四〇年七月) 物産一九七ノ六 二〇五―六ページ。
- (74) 『支店長諮問会議事録』(明治三九年七月) 物産一九七ノ五 一一七―八ページ。
- (75) 以上については同前 一一六―八ページを参照。

なお、乗合勘定とは仕入店が販売店に仕入値段を通知し、利益を両店で折半する勘定方法である。

(76) 『支店長諮問会議事録』(明治四一年八月) 物産一九七ノ七一五六ページ。

(77) 以下については『第四回石炭協議会議事録』(明治四〇年九月) 物産二〇四 五八〜九ページによる。

(78) 『第五回石炭協議会議事録』(明治四一年九月) 物産二〇五 一三四〜五ページ。

(79) 『三井物産香港支店沿革』(大正一三年) 物産三一九ノ二 三三三ページ。

(80) 『立業貿易録』 二四ページ。

(81) 『第三回石炭協議会議事録』(明治三九年四月) 物産二〇三 五七ページ。

(82) 同前 五七〜九ページ。

(83) これについては『自叙益田孝翁伝』 三三〇ページ以下を参照。

(84) 以上については『支店長諮問会議事録』(明治四〇年七月) 物産一九七ノ六 二〇六ページを参照。

(85) 『三井物産香港支店沿革』(大正一三年) 物産三一九ノ二 一七ページ。

(86) この時の益田の視察の状況については『台香上出張復命書(其ノ一)』(明治三一年) 物産四〇九ノ一及び同『附録』 物産四〇九ノ二、同『附録補遺』 物産四〇九ノ三を参照。

(87) 以上については『三井物産香港支店沿革』(大正一三年) 物産三一九ノ二 一一〜二、および二七ページを参照。

(88) 支那修業生制度をはじめとする三井物産による貿易人の養成については拙稿『三井物産会社支那修業生制度の歴史的意義』(秀村選三編『西南地域史研究』第四輯)を参照。

(89) これらの諸点については『三井物産香港支店沿革』(大正一三年) 物産三一九ノ二 二〇〜二一および三二ページ、「香港支店貯炭場用地所購入之件」(『重役会議案』八明治三七年中) 物産一

二六)、「社有艇新造ニ関スル具申書」(『管理部会議案』八自明治四〇年五月至同四〇年一月) 物産一三二)などを参照。

(90) 国内坑主と三井物産との一手販売契約については加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」(『三井文庫論叢』 第二号) 二四九〜五〇ページ、および松元宏「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』 第七号) 一三五〜四五ページなどを参照。

なお、周知のようにこのような一手販売契約の締結は単に石炭産業との間のみ結ばれたのではない。この点、紡績業との間に結ばれたいわゆる「特約紡績」については『現代日本産業発達史』(織維(上) 二二三〜四一ページを、燐寸工業との間におけるそれについては拙稿「形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産」(『三井文庫論叢』 第六号) 一一八〜二七ページをそれぞれ参照された。

(91) 『第二回支店長会議々事録』(大正二年七月) 物産一九八ノ二 三九六ページ。

(92) 以上については『第三回支店長会議々事録』(大正四年七月) 物産一九八ノ三 三四〜五ページを参照。

(93) 『三井物産香港支店沿革』(大正一三年) 物産三一九ノ二 三八〜九ページ。

(94) 『第三回支店長会議々事録』(大正四年七月) 物産一九八ノ三 四二〜三ページ。

(95) 以上については、同前 三五〜六ページによる。

(96) 同前 三七ページ。

(97) 『第二回支店長会議々事録』(大正二年七月) 物産一九八ノ二 三九六ページ。

(98) 同前 四一七ページ。

(99) 『四社協定』については『第三回支店長会議々事録』(大正四年七月) 二二ページ以下を参照。

(100) なお、「プール制」の実施とその推移については松元宏「石炭

販売プール制の成立とその経過」（『三井文庫論叢』 第一号）

三二九ページ以下を参照。

(101) 『第二回支店長会議々事録』（大正二年七月） 物産一九八〇

二 四〇八～九ページ。

(102) 『石炭協議会議事録』（明治三八年五月） 物産二〇二～二

三ページ。

(103) 『第二回支店長会議々事録』（大正二年七月） 物産一九八〇

二 一〇五ページ。

(104) 以下は『支店長諮問会議事録』（明治四〇年七月） 物産一九

七〇六 二〇四～五ページによる。

(105) 『支店長諮問会議事録』（明治三六年四月） 物産一九七〇二

一四五ページ。

また、三井物産では一九〇二年にアメリカ、ボルネオの兩地域における石油事業を調査し、その有望なことを報告している（同書一六五～八ページ）。

(106) これらの点については『三井物産香港支店沿革』（大正一三年）物産三一九〇二 三五ページ以下を参照。

(107) 『第二回支店長会議々事録』（大正二年七月） 物産一九八〇

二 一〇六ページ。

佐賀新聞大正期炭坑記事 (VI)

町田 保次

大正三年八月廿九日 少年坑夫の横死

小城郡北多久村大字小侍正院谷炭坑々夫永田信義（十二）は去る二十六日午前十時三十分頃炭車にて昇坑の際、坑口より約八十間余の坑道において墜落し、頭頂骨、腕上膊骨を挫折し即死を遂げり。

大正三年八月廿九日 大輸送と石炭不足

九州鹿児島本線并に長崎本線の貨物輸送を止めたる為、各地石炭不足の傾向を生じたるは事実にして、現に九州製紙会社の如きは僅かに三日分の貯炭を有するのみなれば、此運輸停止が一週間に渡るものとせば、四日間は休業せざる可からざる破目に陥るべく、已むを得ず多少の不利を忍びつつ三池港より船便にて八代に送り、同地より球磨川を遡り松求麻に達せしむべく手配り中なりと。這は一例に過ぎざれ共、各地には斯かる状態にあるもの多かるべく、幸ひにして熊本に於ては各石炭商とも多少の貯炭あり。輸送停止が一週間位に限らるべきものとせば、とも角大なる不足を生ずること無く、且相場にも影響することなかるべしと。

大正三年八月卅一日 試掘許可

杵島郡朝日村稻富藤一氏の東松浦郡北波多村、西松浦郡波多津村、南波多村地内石炭鉱区七五五、九四六坪の試掘願、大阪市西区土佐堀通五丁目中島幾三郎氏の東松浦郡打上村、名古屋村地内石炭鉱区九〇三、〇〇〇坪の試掘願は今回許可さる。

(七九頁)